

＝ 重 要 事 項 説 明 書 ＝ （医療保険対応）

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 SUN
代表者氏名	代表取締役 三步 祝子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	香川県高松市伏石町 2005-9 株式会社 SUN TEL : 087 - 899-5508 ・ FAX087 - 816 - 7676

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション 藤塚
医療機関指定 事業者番号	019, 069, 8
事業所所在地	香川県高松市伏石町 2005-9
連絡先 相談担当者名	TEL : 090-3641-1067 ・ FAX087-802-8632 部署名 : 訪問看護ステーション 藤塚 相談担当者氏名 : 管理者 三步 祝子
事業所の通常の 事業の実施地域	高松市（島嶼部を除く）の区域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業 目的	適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行い、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるように支援することを目的とする。
運営 方針	1. 利用者が療養状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。 2. 利用者の状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養の目標を設定し、計画的に行う。 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 4. 実施に当たっては、利用者の所在する市町村、医療機関、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。 5. 提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。 6. 従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。 (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内 (2) 継続研修 年 1 回

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日
営 業 時 間	営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
夜間・緊急連絡先	090-3641-1067

(4) 事業所の職員体制

管理者		三歩 祝子	
職	職 務 内 容		人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護計画書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。		常勤 1 名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、介護サービス事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。		常勤換算 2 名以上
看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。		

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに必要な応じて、利用者に係る居宅介護支援〔介護予防支援〕事業者が作成したサービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を実施します。 (具体的な訪問看護の内容) ① 病状・障害・全身状態の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 褥瘡（床ずれ）の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導・助言 ⑨ カテーテル等の交換・管理 ⑩ その他在宅療養を行うために必要な医師の指示による医療処置
---------	---

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割または2割が利用者負担額となります。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者負担となります。

※高額介護サービス費払い戻し制度により、1ヶ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

ア. 訪問看護利用料金

①訪問看護基本療養費

	名称	サービス提供者	週3日目まで 1日につき	週4日目以降 1日につき
①	基本療養費Ⅰ	看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550 円	6,550 円
		准看護師	5,050 円	6,050 円
②	基本療養費Ⅱ 【施設への訪問】 (*1)	看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2,780 円	3,280 円
		准看護師	2,530 円	3,030 円
③	基本療養費Ⅲ	外泊中の訪問看護に対し算定 (*2)		8,500 円

*1 同一建物内の複数（3人以上）の利用者に同一日に訪問した場合

*2 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定

②訪問看護管理療養費

①	月の初日	訪問看護管理療養費(従来型)	7,670 円
②	2日以降	1日につき	3,000 円

③加算等

①	緊急訪問看護加算	1日につき	2,650 円
②	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,550 円
		1日3回以上	8,000 円
③	長時間訪問看護加算	90分を超える場合 (対象者 *1)	5,200 円
④	24時間対応体制加算	月1回 *利用者の希望により	6,800 円
⑤	退院時共同指導加算	月2回まで	6,000 円
⑥	特別管理指導加算(⑤に上乗せ)	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者	2,000 円
⑦	退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000 円
⑧	在宅患者連携指導加算	月1回	3,000 円
⑨	在宅患者緊急時カンファレンス加算	月1回	2,000 円
⑩	特別管理加算	月1回 (対象者 *2)	5,000 円
		月1回 (対象者 *3)	2,500 円
⑪	情報提供療養費	月1回	1,500 円
⑫	ターミナルケア療養費	1回	20,000 円
⑬	乳幼児加算(3歳未満)	1日につき	1,300 円
⑮	複数名訪問看護加算	看護師等の場合 (*4)	4,300 円
		准看護師の場合	3,800 円
⑯	夜間・早朝・深夜加算	早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00)	2,100 円
		深夜(22:00~6:00)	4,200 円
⑰	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回	780 円

4 その他費用について(医療保険適応外)

①交通費

事業所からの片道距離	金 額
5k m未満	0 円
5k m以上 10k m未満	200 円
10k m以上 15k m未満	300 円

15 k m以上 25 k m未満	600 円
25 k m以上 35 k m未満	900 円
35 k m以上 45 k m未満	1150 円
45 k m以上 55 k m未満	1300 円
55 k m以上	1450 円

②その他の費用

長時間訪問看護	訪問時間が 120 分以上で 超過時間 30 分につき	営業日	2,000 円
		営業日以外	3,000 円
外泊・外出時訪問看護	訪問時間が 120 分未満で 1 回につき	営業日	5,000 円
		営業日以外	7,500 円
外出付添・介助	60 分につき	営業日	4,000 円
		営業日以外	6,000 円
ご遺体の処置	1 体につき	訪問日	20,000 円

- *1 1)特別な管理を必要とする方(※2 ※3)・・・1回／週
2)15歳未満の超重症児・準超重症児・・・・3回／週
3)特別訪問看護指示期間の方・・・・・・・1回／週
- *2 1)悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師より指導管理を受けている状態にある方
2)気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方
- *3 1)自己腹膜灌流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法、自己導尿・
人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛・肺高血圧症患者
上記で医師より指導管理を受けている状態にある方
2)人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方
3)重度の褥瘡(真皮を越える褥瘡)の状態にある方
4)在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方
- *4 看護師等(看護師・保健師・助産師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)

④一部負担金の割合

年齢	負担割合
小学校入学前	2割
小学校入学以後～70歳未満	3割
70歳以上	2割(現役並み所得は3割)

*平成26年3月31日以前に70歳になった被保険者等(誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方)については、引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象となるため、平成26年4月1日以降の療養に係る一部負担金等の割合は1割のままです。

現役並み所得者とは、70歳以上の高齢受給者のうち、標準報酬月額が28万円以上の被保険者とその被扶養者です(被保険者が70歳未満の場合は、その被扶養者である高齢受給者は、現役並み所得者とはなりません)。ただし、高齢受給者の被保険者・被扶養者の年収合計額が520万円(高齢受給者である被扶養者がいない場合は383万円)未満であるときは、申請により2割負担(ただし、誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方は1割負担)となります。被扶養者が後期高齢者医療制度の被保険者となったときでも、被扶養者であった方の年収と併せて計算できます。

4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてに届け(郵送)します。
利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	三歩 祝子
	イ	連絡先電話番号	090-3641-1067
		同ファックス番号	087-802-8632
	ウ	受付日及び受付時間	(月～金 8:30～17:30)

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、被保険者証に記載された内容（被保険者資格、有効期間等）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業
者にお知らせください。
- (2) 利用者に係る居宅介護（予防）支援事業者が作成する「介護（予防）サービス計画（ケ
アプラン）」に基づき、主治の医師の指示や利用者の心身の状況、また利用者や家族の意
向を踏まえて、「指定訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、
利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認くださいようお願いします。
- (3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利
用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行な
いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ない
ます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置
を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	三歩 祝子
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護す
る者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町
村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及 びその家 族に関す る秘密の 保持につ いて	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労 働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのため のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をす る上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしませ ん。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続 します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき 旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--	--

個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
-------------	--

9 緊急時（緊急時訪問看護加算の同意）の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。（緊急時訪問看護加算の同意）

主治医氏名： _____ 医療機関名： _____

所在地： _____ TEL： _____

連絡先氏名： _____ 続柄： _____

住 所： _____ TEL： _____

利用者の同意

氏名 _____ 印 _____ 代筆者 _____

続柄 _____

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村： 高松市役所 介護保険課 TEL 087-839-2326

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン株式会社

保険名 事業活動総合保険

補償の概要 マルチリスクプラン 企業包括方式

危険の種類	支払限度額（1事故あたり）
施設・業務遂行危険	3億円
製造物・完成作業危険	3億円

	受託物危険	1,000万円
	受託不動産危険	5,000万円

11 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護（介護予防）支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 他の事業者等との連携

- ① 訪問看護の提供に当り、介護サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で主治医に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに主治医に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

利用者からの苦情に対する常設の窓口担当者として、管理者を充てる。

管理者が不在の場合には、他の職員が対応し、速やかに管理者に報告する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 株式会社 SUN 訪問看護ステーション 藤塚	管理者 三步 祝子 所 在 地 高松市伏石町 2005-9 TEL 090-3641-1067 受付時間 月～日 8:30 ～ 17:30
---------------------------------------	--

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

事業者	所 在 地	香川県高松市伏石町 2005-9
	法 人 名	株式会社 SUN
	代 表 者 名	代表取締役 三步 祝子
	所 在 地	香川県高松市伏石町 2005-9
	事 業 所 名	訪問看護ステーション 藤塚
	説 明 者 氏 名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
-----	-----	--

	氏 名	印
--	-----	---

代筆者 _____

訪問看護ステーション藤塚（介護保険）

重要事項説明書

あなたに対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 SUN
主たる事務所の所在地	〒761-8071香川県高松市伏石町2005-9
代表者（職名・氏名）	代表取締役 三歩 祝子
電話番号	087-899-5508

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション藤塚
サービスの種類	指定（介護予防）訪問看護
事業所の所在地	〒761-8071香川県高松市伏石町2005-9
電話番号	087-802-8633
事業所番号	3760190698
管理者の氏名	三歩 祝子
通常の事業の実施地域	高松市（島嶼部を除く）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、看護師、准看護師、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます）がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日（年末年始12/31～1/3を除く） ※休業日についても相談内容に応じてその都度営業を検討する。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする ただし、利用者の希望に応じてサービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。 ※台風による路線バス運休時や災害時はお休みとなる場合があります。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師等 理学療法士等	常勤換算 3人以上

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	（資格：看護師）
管理責任者の氏名	管 理 者 三 歩 祝 子

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2割（平成27年8月から））3割（平成30年8月から）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）訪問看護の利用料

別添1 参照

（2）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	利用者負担金の10%の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(3) 支払い方法

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて毎月、中旬までに前月分の請求をいたしますので25日までに下記の口座に振替、振込にてお支払い下さい。入金確認後、領収証を発行します。

(振込口座)

口座名：株式会社 SUN 代表取締役 三歩 祝子

銀行名：百十四銀行 支店名：屋島支店 種別：普通預金 口座番号：0832761

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	株式会社SUN 訪問看護ステーション藤塚 所在地：香川県高松市伏石町2005番地9 TEL 090-3641-1067 FAX 087-802-8632 受付時間 月～金 8:30～17:30
---------	--

12. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話などでお申込みください。当事業者職員がお伺いいたします。
訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の5日前までに文書または口頭でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書または口頭で通知いたします。

③その他

- ・当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、お客様は文書または口頭で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにも関わらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業者や当事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 訪問開始時間について、他の利用者や交通事情により多少の変更がありますことをあらかじめご了解ください。

1 4. 秘密の保持

本事業の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。

1 5. 高齢者の虐待防止

本事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権擁護の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

1 6. 第三者評価の有無

有 ・ ☒ (R6.4.1 現在)

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者所在地 〒761-8071 香川県高松市伏石町 2005 番地 9

事業者（法人）名 株式会社 SUN

代表取締役 三歩 祝子 印

説明者氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所
氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所
本人との続柄
氏 名 印

訪問看護ステーション藤塚（介護保険）

料金表

（１）訪問看護の利用料

【基本部分】

<看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （自己負担額1割の場合 ＝基本利用料の１割） ※（注２）参照
20分未満	3,205円	320円
20分以上30分未満	4,808円	480円
30分以上1時間未満	8,402円	840円
1時間以上1時間30分未満	11,516円	1,151円

<准看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （自己負担額1割の場合 ＝基本利用料の１割） ※（注２）参照
20分未満	2,884円	288円
20分以上30分未満	4,327円	432円
30分以上1時間未満	7,561円	756円
1時間以上1時間30分未満	10,364円	1,036円

<理学療法士、作業療法士が行う訪問看護>

サービスの内容	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （自己負担額1割の場合 ＝基本利用料の１割） ※（注２）参照
１回につき （一回あたり20分）	３，００１円	３００円

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 （自己負担額 1割の場合）
初回加算（Ⅰ）	病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合	３，５７３円	３５７円
初回加算（Ⅱ）	新規の利用者へサービス提供した場合 （１月につき）	３，０６３円	３０６円
緊急時訪問看護 加算（Ⅰ）	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、負担軽減に資する十分な業務管理等の整備が行われている（１月につき）	６，１２６円	６１２円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（１８時～２２時）又は早朝（６時～８時）にサービスを提供する場合	上記基本利用料の２５％	
	深夜（２２時～翌朝６時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の５０％	
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が１人の利用者に対して３０分未満の訪問看護を行った場合 （１回につき）	２，５９３円	２５９円
	同時に複数の看護師等が１人の利用者に対して３０分以上の訪問看護を行った場合 （１回につき）	４，１０４円	４１０円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行っ	５，１０５円	５１０円

特別管理加算Ⅱ	た場合（1月につき）	2, 5 5 2円	2 5 5 円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	2 5, 5 2 5円	2, 5 5 2円
看護体制強化加算	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）	加算Ⅰ5,615円 加算Ⅱ2,042円	5 6 1 円 2 0 4 円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り）	6, 1 2 6円	6 1 2
看護介護職員連携強化加算	喀痰吸引等の必要な利用者に対して医師の指示のもと計画書を作成し、関係介護職員に喀痰吸引等の助言をし、業務実施が確認できた場合	2, 5 5 2円	2 5 5 円
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が100回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%	

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の要件	減算額
准看護師の場合	上記基本部分の10%
事業所と同一敷地内建物等の利用者または、これ以外の同一建物に1月あたり20人以上の利用者がいる場合	上記基本部分の10%
事業所と同一敷地内建物等に1月あたり50人以上の利用者がいる場合	上記基本部分の15%